

中西条浄水場外運転管理等業務委託

特記仕様書

加古川市上下水道局

目 次

第 1 条	目的	1
第 2 条	施設の概要等	1
第 3 条	業務の内容及び範囲	2
	1 運転管理業務	2
	2 水質管理業務	3
	3 汚泥処理業務	4
	4 環境整備業務	4
	5 清掃管理業務	4
	6 小規模修繕業務	4
	7 緊急対応業務	5
	8 市内水源地等水道施設機械警備業務	5
	9 中西条浄水場 沈澱池・ろ過池・流入渠清掃業務	5
	10 中西条浄水場外 水質監視設備保守点検業務	7
	11 中西条浄水場 排水処理設備保守点検業務	7
	12 水質連続監視装置魚類センサー保守点検業務	9
	13 中西条浄水場外 ポンプ設備保守点検業務	10
	14 除草作業	12
	15 消防設備・消火器法定点検業務	13
	16 浄化槽保守点検業務	13
	17 エレベーター遠隔監視メンテナンス業務	14
	18 管理棟自動ドア保守点検業務	21
	19 中西条浄水場 施設見学案内業務	22
	20 中西条浄水場 上水汚泥収集運搬業務	23
	21 中西条浄水場 電動門扉保守点検業務	26
	22 管末残塩管理業務	27
	23 水質検査採水業務	27
	24 市内水道施設 機器緊急点検業務	28
	25 市内水道施設 害虫駆除等業務	28
別 表		29
別 紙		89

(目的)

第1条 この特記仕様書は、加古川市上下水道局（以下「発注者」という。）が発注する中西条浄水場外運転管理等業務委託（以下「本業務」という。）を、受託した者（以下「受注者」という。）が適正かつ円滑に履行するため、業務に必要な事項を定めるものとする。

(施設の概要等)

第2条 施設の概要等は次のとおりである。（別表1）

- | | |
|----------|---|
| (1) 名称 | 中西条浄水場（施設給水能力）93,700m ³ /日 |
| (2) 所在地 | 加古川市八幡町中西条 739 |
| (3) 主な施設 | 取水施設 沈砂池、取水ポンプ、返送ポンプ、導水ポンプ
第1取水井、第2取水井、第3取水井、取水電気棟
浄水施設 活性炭注入設備、着水井、急速攪拌槽、フロック形成池、沈澱池、ろ過池、高架水槽、ポンプ井、浄水池、洗浄排水池、薬品注入設備、電気棟、各種ポンプ
送水施設 送水ポンプ、表洗ポンプ、揚水ポンプ
汚泥処理施設 脱水機、濃縮槽、汚泥槽、天日乾燥床、ストックヤード、各種ポンプ
発電施設 非常用発電設備 |
| (4) 場外施設 | 中津水源地 (加古川市加古川町中津 87)
神野水源地 (加古川市新神野 1 丁目 1-67)
大野水源地 (加古川市加古川町大野 146)
養老水源地 (加古川市平荘町養老 847-8 外)
東神吉水源地 (加古川市東神吉町升田 70-1)
西部水源地 (第1水源 加古川市東神吉町砂部 164-2)
(第2水源 加古川市東神吉町砂部 93-2)
(第3水源 加古川市米田町船頭 540-1)
(第5水源 加古川市東神吉町砂部 472-3)
城山配水池 (加古川市西条山手 1 丁目 1)
福留配水池 (加古川市神野町福留 209-4)
宮山配水池 (加古川市志方町志方町 301-3)
都台ポンプ場 (加古川市上荘町薬栗 517-1)
投松ポンプ場 (加古川市志方町投松 698-11)
細工所ポンプ場 (加古川市志方町細工所 844-1)
細工所配水池 (加古川市志方町細工所 1139-342)
上原ポンプ場 (加古川市平荘町上原 196-1)
上原配水池 (加古川市平荘町上原 10-12)
下村加圧ポンプ場 (加古川市八幡町下村 290-1)
行常加圧ポンプ場 (加古川市志方町行常 646-4)
新在家加圧ポンプ場 (加古川市平岡町新在家 2505-56)
幸竹加圧ポンプ場 (加古郡稲美町幸竹 57-1)
平岡加圧ポンプ場 (加古川市平岡町新在家 2333-1) |

磐東次亜塩素素注入場（加古川市平荘町磐 1605）
明治池最終処分場（加古川市神野町福留 760-2）

（業務の内容および範囲）

第3条 受注者は、「別表1 施設一覧表」に記載の施設の機能を十分達成できるよう、契約書、仕様書、及びその他関係書類に基づき、能率的、経済的かつ完全に業務を履行しなければならない。

1 運転管理業務（別表2（1-1）（1-2））

ア（運転監視）

中西条浄水場において浄水処理施設等の運転・監視及び制御を行う。

（建設工事、修繕工事に伴う機器・設備の切り替え、及びその他の対応運転等を含む）各種設備機器の運転にあたっては、適正な浄水処理効果を得るため、各種機器の性能に応じた運転操作、及び管理を行うこと。また、創意工夫により省エネルギー、省資源となるように効率的な運転に努めなければならない。

イ（ろ過設備）

ろ過池が閉塞しないよう適時に洗浄操作を行う。

ウ（薬品注入設備）

ジャーテスト及びその他水質データをもとに薬品の注入率を設定する。また、水質自動計器の測定値または手分析値の結果等により、適正に薬品が注入されていることを監視、確認するとともにそれに伴う薬品の注入率の変更及び調整等の必要な操作を行う。

エ（汚泥処理設備）

① 沈澱池の排泥操作を適時に行う。

② 汚泥槽及び濃縮槽の水位等を監視し、脱水機及び天日乾燥床へ汚泥の送泥を行う。また天日乾燥床の効率的な運用を行う。

③ 濃縮槽の上澄水を監視し、排水槽及び天日乾燥床へ上澄水の移送操作を行う。

オ（送水設備）

浄水池、送水ポンプ井の水位を監視し、各配水池の水位、流量、水質等を監視しつつ、送水ポンプの運転操作及び配水池の流入弁等の操作を行い適切な送配水管理を行う。

カ（外部施設）

外部施設の取水・送水・配水等の水量調整や薬品注入等の設備機器の運転・監視・制御を行う。（建設工事、修繕工事に伴う機器・設備の切り替え及びその他の対応運転等を含む）

キ（保守点検）

① 浄水施設等の巡視点検を行い、各種点検記録表に記録及び整理を行う。記録表については「別表3 作業日報等一覧表」による。

② 各施設の運転状況を計器類、発熱・振動、異音等確認するとともに、異常等の早期発見に努めなければならない。また、異常発見時は状況報告とあわせ、措置をしなければならない。

③ 各機器が正常に動作するように機器の調整及び消耗品の取替、記録を行う。

ク（薬品管理）

浄水施設等の運転管理に必要な薬品類について数量・在庫量・使用量の状況等を

確認・記録し、薬品等の発注を行う。また、納入品の入荷時は、立会いの上納入場所の指示をし、納入品目及び数量を確認し検収を行う。

ケ (活性炭注入設備)

中西条浄水場において、発注者が原水および浄水における異臭味・消毒副生成物・全有機炭素の項目から判断して、活性炭の注入にかかる開始・強化・停止指示を行った際に、下記にあげる作業等により、活性炭注入設備の運転を実施する。

- ・活性炭溶解作業…中西条浄水場で使用する活性炭は、50%加湿のものが300 kgのコンテナバックに入った荷姿で納入される。注入にあたってはまず、活性炭溶解槽（以下、溶解槽）にて水と混ぜ合わせて活性炭水溶液（以下、水溶液）を作る必要がある。なお、作成する水溶液の濃度は発注者が決める。
- ・活性炭溶解槽用攪拌機の継続運転…活性炭溶解作業は、活性炭溶解槽用攪拌機（以下、攪拌機）を運転しながら行うが、溶解作業後も水溶液が溶解槽から無くなるまでの間、攪拌機の運転を継続させなければならない。
- ・活性炭注入ポンプによる注入…作成した水溶液について、活性炭注入ポンプにて沈砂池の活性炭注入点に注入を行う。
- ・活性炭漏えい管理…活性炭の注入を行っている間、一定時間ごとにろ過水、集めるろ過水を採水し、ろ紙を用いてろ過し、ろ紙上の粒子を数えて、漏えいの状況を把握すること。
- ・注入配管の清掃…注入配管内に残った活性炭については、定期的に清掃を行ってこれを取り除くこと。

【注意点】

- ・活性炭の荷下ろし作業…活性炭の納入の際には、薬品納入業者のダンプトラック荷台から、電動トロリー付ホイスト（以下、ホイスト）を使用して活性炭注入設備内の活性炭保管スペースに荷下ろしを行う。なお、この荷下ろし作業にかかわらず、ホイストの運転は必ず「クレーン業務に係る特別教育」を受講した者が行うこと。

2 水質管理業務（別表2（2））

（水質管理）

- ア 受注者は、原水水質変動に対応した凝集沈殿、急速ろ過、配水施設及び浄水施設の適正な水質管理を行い、水質の安全確保に努めなければならない。
- イ 受注者は、水質管理に用いる自動水質計器値と手分析値のクロスチェック及び記録並びに各測定器の点検、清掃、試薬の補充を行う。
- ウ 受注者は、各測定箇所の手分析による適時測定及びジャーテストを実施する。
- エ 受注者は、水質管理に用いる給水モニターの日常点検等を行う。
- オ 受注者は、水質計器及び給水モニターの軽微な保守等を行う。

（水質分析）

- ア 受注者は、水質管理に必要な分析の実施に当たっては、運転管理値等に基づいて行う。
- イ 受注者は、分析に必要な機器の軽微な日常保守等を行う。

（管理全般）

- ア 受注者は、平日昼間に発生した水質計器の故障等不具合を確認した時は、すみやかに職員に連絡する。
- イ 受注者は、夜間及び休日に水質計器の故障等不具合を確認した時は、すみやかに

保守業者に連絡し、対応協議する。

3 汚泥処理業務（別表 2（3））

ア 浄水場の運転に伴い発生する浄水汚泥の処理を行う。

イ 脱水機からの脱水汚泥の積込・搬出・運搬を行う。また、天日乾燥床への汚泥張り及び乾燥汚泥の撤去・搬出・運搬を行う。なお運搬先は、大阪湾広域臨海環境整備センター播磨基地（加古郡播磨町新島 13-1）とする。なお、台風被害等により播磨基地での受入が不可となった場合は、発注者が直営にて中西条浄水場内のストックヤードもしくは、明治池最終処分場へ搬出を行う。

（※播磨基地への収集運搬の詳細は、「20 中西条浄水場 上水汚泥収集運搬業務」を参照）

4 環境整備業務（別表 2（4））

ア 浄水施設等を衛生的に維持管理するために除草及び清掃を行う。（「別表 1 施設一覧表」の敷地面積参照）

イ 除草作業については刈取り・片付け及び運搬・処分を行う。作業において乗用草刈機及び刈払機等を施設場所・環境を考慮して使用すること。また、除草作業に伴う消耗品については受注者の負担とする。また、除草剤等の薬剤の使用は不可とする。

（別紙 2 環境整備業務草刈範囲 参照）

5 清掃管理業務（別表 2（5））

ア 中西条浄水場において施設内の清掃・洗浄作業やごみ収集作業等の執務環境の環境美化に努めなければならない。

イ 水質試験室の分析器具等の洗浄作業を行うこと。

ウ 昼食や休憩時の湯茶等の準備を行うこと。（茶葉やカップなどの消耗品類は除く）

エ 所管施設の床ワックス清掃、掃き掃除及び蜘蛛の巣の撤去など施設の清掃作業を専門の清掃委託業者にて行うこと。

（別紙 3 中西条浄水場管理棟等清掃業務 対象施設及び実施要領 参照）

（別紙 4 水源地・配水池等清掃業務 対象施設及び実施要領 参照）

6 小規模修繕業務

ア 運転管理及び保守点検において必要とされる修繕・補修・調整等を行うことを目的とし、これに伴う消耗品類の調達・管理も業務内容に含むものとする。これには、専門メーカーや専門技術が必要な修繕やメーカー等の保守点検（分解・整備）に伴う消耗品の調達・管理を含む。

イ 小規模修繕は 1 件 130 万円（税込み）以下の施設・設備等の修繕業務及び消耗品類の購入を対象とし、受注者の負担により実施する。部品・消耗品類等としては補修用塗料、グラウンドパッキン類、潤滑油類、塩ビ配管、ポンプ、弁等がこれに該当する。また、修繕及び購入に際しては「小規模修繕実施伺」又は「小規模修繕材料購入伺」（任意様式）を事前に発注者へ提出し、承認を得ること。

ウ 当業務は年度末清算の対象となる業務であり、各年度の支払限度額は 11,000,000 円（税込み）とする。なお、支払限度額を超えての実施が必要となった場合は、発注者と受注者で協議を行なうこととする。

7 緊急対応業務

- ア 浄水施設等において発生する異常事態については、その状況を早期に把握し、速やかに初動対応するものとする。
- イ 異常事態の発生時の対応については、連絡体制を整えるとともに、マニュアル等を整備し初期対応を行う。
- ウ 緊急時の対応について、施設で予測される事故や自然災害など、その事象毎に対応の体制・方法・手順等を記載した緊急時対応計画をつくるものとする。
- エ 自然災害等を想定した緊急時対応訓練を、受注者で年1回以上実施すること。

8 市内水源地等水道施設機械警備業務

- ア (目的)
発注者が所管する水道施設の防犯及び安全性の確保を目的とする。
- イ (履行場所 (警備対象施設))
市内水道施設 24 箇所 (別表 4 警備対象施設一覧表 参照)
- ウ (業務内容)
水道施設への侵入者の防止、施設内設備の保安並びに水源の安全を確保するために、機械警備業務を行う。
警備内容
別表 4 警備対象施設一覧表 参照

警備時間 毎日 (0:00~24:00)
電話回線 警備に必要な電話回線は受注者にて用意すること。

警備対象施設 (別途 図面参照) を十分調査し、未警戒区域が発生しないように警報機器の配置計画を立てて設置を行うこと。
「警備配置図」を作成し、契約後提出するものとする。
- エ (警備報告)
警報機器が働いた場合、速やかに当該施設に向かい、異常の有無、原因等を調査し適切に対応すること。また、速やかに警備報告書を作成し発注者まで提出すること。
- オ (警報機器の保守点検)
各施設に設置された警報機器の機能について、適宜保守点検を行うこと。
- カ (警報機器の補修・取替)
警報機器自体に異常が発生し、その原因が発注者の責任によるものでない場合は、受注者の費用負担にて速やかに補修または取替等対応を行うこと。

9 中西条浄水場 沈澱池・ろ過池・流入渠清掃業務

ア (目的)

本業務は、加古川市上下水道局中西条浄水場内にある沈澱池・ろ過池・流入渠の清掃を行うことにより、施設を清潔な状態に保ち、浄水処理に支障が生じないようにすることを目的として実施する。

イ (対象施設)

本業務の対象施設の仕様は、以下のとおり。

【ブロック形成池流入渠】

(L) 1.85m × (W) 23.2m × (H) 2.0m × 3 渠

【ブロック形成池】

(L) 3.5m × (W) 8.5m × (H) 3.5m × 4 段 × 6 池

【沈澱池】

(L) 50m × (W) 10.35m × (H) 4.0m × 6 池

【ろ過池】

(有効ろ過面積) 130.4m² × 6 池

ウ (清掃回数)

履行期間中各年度毎に 1 回以上

エ (年度末精算)

本業務は年度末精算の対象となる業務であり、各年度の支払限度額は 1,155,000 円 (税込み) とする。なお、支払限度額を超えての実施が必要となった場合は、発注者と受注者で協議を行なうこととする。

オ (清掃方法)

【ろ過池以外】

水中ポンプを使って沈澱池等の水替をした後、沈澱池上にある消火栓を使用して散水しながら各池の壁面、フロキュレータ等の機械類に付着した汚泥を各池の底面に落とす。その後、レーキを使用して沈澱池内にあるホッパーまで汚泥を運び落とし込む。

【ろ過池】

消火栓を使用して壁面、表洗管等に付着した汚泥を取り除く。

※汚泥除去の作業終了時には逆洗を行うこととする。

カ (提出書類)

業務完了後は速やかに「作業報告書」を発注者に提出すること。

キ (注意点等)

- ・清掃実施にあたっては、事前に作業工程表を発注者に提出すること。
- ・各池への出入りの際は安全帯を設置するなど、安全対策を十分に講じること。
- ・上水道施設での作業のため、油等により汚染することのないよう万全の注意を払うこと。
- ・フロキュレータや汚泥掻寄機など既存の機械設備付近で作業を行う際には、機械を破損しないように、また作業員自身が事故にあうことがないように注意すること。

と。

10 中西条浄水場外 水質監視設備保守点検業務

ア (目的)

この点検業務は、中西条浄水場、東神吉水源地、中津水源地、大野水源地、西部水源地、城山配水池、福留配水池、投松ポンプ場及び都台ポンプ場に設置している水質監視設備（濁度計・pH計・残留塩素計・導電率計・砂ろ過装置・油分計及び付帯装置）及び市内に給水している水道水の管末における水質を監視するために設置している水質自動監視装置（残留塩素計・水温計・水圧計・色度・濁度計及び付帯装置）（以下、水質計器という）の機能・感度を維持し、常時正常に作動することを目的とし、消耗部品の交換等の保守点検を実施するものである。

イ (点検の概要)

水質計器の設置場所及び水質計器の種類及び台数の詳細は「別表5-1」のとおり（計59台）とし、点検は「別表5-2」に示す頻度により、下記内容（詳細は「別紙5-3機種別点検作業内容表」参照）について実施する。

(1) 定期保守点検（1ヶ月に1回実施）

次の計器は毎月1回点検を実施すること

（油分計（中西条浄水場）、付帯設備（原水脱泡槽）（中西条浄水場 原水計器室内）
濁度計（中西条浄水場）（ろ過水・沈殿水）の測定槽の清掃）

(2) 定期保守点検（3ヶ月に1回実施）

水質計器の正常な動作を確保するために、年4回（4月、7月、10月、1月）保守点検を実施することとし、1回は精密点検を実施すること。また、機器の性能を維持するために必要な部品の交換を実施すること。なお定期保守点検については水質計器メーカーの認める専門技術者が実施することとする。

(3) 臨時保守点検

水質計器が正常に動作していないときは、速やかに必要な点検、調整等を行うこと。短時間での復旧が見込めない場合は、発注者と協議のうえ、代替機器設置等の水質監視に必要な措置を行うこと。臨時保守点検時の費用は、「別表5-4」に示す「定期交換消耗部品の個数一覧表」部品については、本業務に含む。また、代替機器費用は、短期間（1か月未満）の場合は本業務に含む、長期間設置が必要な場合は、別途発注者と協議すること。この時設置する代替機器は、既存の計器と同等以上の性能を有していること。

11 中西条浄水場 排水処理設備保守点検業務

ア (目的)

中西条浄水場の排水処理設備の保守点検を行うことにより、事故又は故障の未然防止を図り、適切な運転管理を行うことを目的とする。

イ (点検回数)

履行期間中、各年度毎に1回以上

ウ (点検対象設備)

- ・ 空気槽 5 基
- ・ 汚泥圧入ポンプ 3 台
- ・ ろ布洗浄ポンプ 2 台
- ・ 圧搾ポンプ 3 台
- ・ 油圧ポンプ 2 基
- ・ ケーキ搬送コンベア 2 基
- ・ 汚泥攪拌機 1 基
- ・ 脱水機 2 基

(油圧関係、ろ板、圧搾膜、ろ板送り、ろ板展張装置、受皿、振動装置、リミットスイッチ、各自動弁)

- ・ ケーキホッパー及び切り出し装置 2 基

エ (点検項目)

- ・ 空気槽 ⇒ ドレン水を採取し、油分の混入が無いかを確認
- ・ 汚泥圧入ポンプ ⇒ 装置の分解・開放を行い、自然磨耗、線条痕、焼付痕、腐食異常磨耗、メッキ剥離の有無について点検する。
併せてシール剤、Oリングの消耗品の交換を行う。
- ・ ろ布洗浄ポンプ ⇒ 試運転を行い吐出圧力、電流値の点検、グラウンド部の目視点検。ポンプ・モータの振動値の計測、異常音の有無の確認を行う。
- ・ 圧搾ポンプ ⇒ 試運転を行い吐出圧力、電流値の点検、グラウンド部の目視点検。ポンプ・モータの振動値の計測、異常音の有無の確認を行う。
- ・ 油圧ポンプ ⇒ 試運転を行い吐出圧力、電流値の点検、グラウンド部の目視点検。ポンプ・モータの振動値の計測、異常音の有無の確認を行う。
- ・ ケーキ搬送コンベア ⇒ 破損、発錆、腐食の状況について目視点検を行う。
- ・ 汚泥攪拌機 ⇒ 破損、発錆、腐食の状況について目視点検を行う。
- ・ 脱水機
 - 油圧関係 ⇒ 試運転を行い作動状況の確認を行う。また装置の破損、接点不良、油漏れ、圧力低下、異常音、汚れ、オイル不足の有無について点検を行う。
 - ろ板 ⇒ 破損、変形、付着物、ズレ、磨耗、発錆の有無について目視点検を行う。
 - 圧搾膜 ⇒ 破損、伸び、変形、脱落、緩みの有無について目視点検を行う。
 - ろ板送り ⇒ 破損、磨耗、伸び、変形、脱落、緩み、傷の有無を目視点検する。
 - ろ板展張装置 ⇒ 破損、曲り、伸び、腐食、緩みの有無を目視点検する。
 - 受皿 ⇒ 変形、腐食、作動不良、伸び、油切れ、シートゴム経年劣化、緩みの有無について目視点検を行う。
 - 振動装置 ⇒ エア-漏れ、作動不良、変形、破損、磨耗、緩み、腐食の有無について目視点検を行う。
 - リミットスイッチ ⇒ 実作動により、リミットの作動状況の確認を行う。
 - 各自動弁 ⇒ 実作動により、開閉状況の確認を行う。

- ・ケーホッパ[®]及び切り出し装置 ⇒ 実作動により異常音の有無の確認、また変形、腐食等が無いかな、外観について目視点検を行う。

オ (提出書類)

業務完了後は速やかに「作業報告書」を中西条浄水場に提出すること。

12 水質連続監視装置魚類センサー保守点検業務

ア (目的)

本業務は、水質連続監視装置魚類センサーの機能を正常に保ち、常時正常な状態で動作を行えているか点検を行うとともに、機器の調整と消耗部品の交換、消耗品の補充を行うものである。

また故障等により緊急の修繕対応が必要な場合は、速やかに技術員を派遣して復旧を行い、浄水処理の安全を確保すること。

イ (点検対象)

水質自動監視装置魚類センサー (NBA-03 型) … 2 台
 管理用端末… 2 式
 砂ろ過装置 (R-500) … 1 式
 塩素中和器 (NE-100) … 1 式

ウ (点検頻度)

年 1 回

エ (業務内容)

(1) 点検業務

以下の機器について点検を行う。

- ・ 電子部… CCD カメラ、レンズ、画像処理装置、周辺制御装置、表示パネル、シーケンサー、液晶モニタ、等
- ・ 水槽部… 監視水槽、水中ポンプ、水位センサ、ヒータ、サーモスタット、エアーレーション、捕獲ネット、配管部、配管ジョイント、自動給餌器、採水バルブ
- ・ 電源部… 本体電源電圧、コネクター部、端子部、表示部点灯状態
- ・ 管理用端末… 各部点検、動作確認
- ・ 砂ろ過装置… 各部点検、清掃、ろ過砂交換
- ・ 塩素中和器… 各部点検、動作確認

(2) 消耗部品の点検 (交換)

- ① エアーポンプ … 2 個
- ② 水中ポンプ … 2 個
- ③ 回収ネット … 2 個
- ④ セラミックヒータ … 8 本
- ⑤ メダカの交換 (補充が必要な場合 配送にて無償補充)

- ⑥メダカの餌（補充が必要な場合補充）
- ⑦ろ過砂・・・2袋

（3）緊急保守

故障等により緊急の要請を受けたときは、速やかに技術者を派遣して復旧を行います。

ただし、故障等が次に掲げる原因による保守に係る費用は、協議のうえ決定するものとします。

- ・故意又は重大なる過失又は取扱不良
- ・天災、事故
- ・改造、修理、分解又は加工
- ・部品・機器が故障した場合、予備品などで復旧させ運転停止を最小限にすること
- ・センサーデバイスであるヒメダカは契約期間中、回数に制限なく無償で納入すること。

（4）技術指導

発注者に対して以下の様な対応、指導を行うこと。

- ・訪問、電話による技術指導や問合せについて対応すること
- ・メダカ死亡などによる予備メダカ飼育指導
- ・日常管理や日常点検方法などの指導
- ・長期稼働（運用）が見込める整備、改修工事の提案
- ・各技術資料の提供

オ（提出書類）

点検実施後は速やかに「作業報告書」を発注者へ提出すること。

カ（注意点等）

- ・作業日程は事前に発注者の承認を受けること。
- ・上水道施設での作業のため、油等により汚染することのないよう万全の注意を払うこと。
- ・特別な定めのないものであっても点検作業中発見された故障で当然実施しなければならないと認められる軽微なものについては、必要な措置等について提言を行い発注者の指示を受けるものとする。

（※軽微なものとは、点検作業時において発注者より支給の部品等により復旧可能な場合又は点検作業員の機器調整により復旧可能な場合の故障をいう。）

13 中西条浄水場外 ポンプ設備保守点検業務

ア（目的）

発注者の管理する下記設備について点検・給油を行い、常にその機能が十分に発揮できるようにすることを目的とする。

イ（点検対象設備）

- (1) 中西条浄水場
 - ①送水ポンプ一式
 - ②表流水系取水ポンプ一式
 - ③返送・排泥ポンプ一式
 - ④汚泥移送ポンプ一式
- (2) 大野水源地
 - ①取水ポンプ一式
 - ②配水ポンプ一式
- (3) 東神吉水源地
 - ①取水ポンプ一式
 - ②配水ポンプ一式
- (4) 西部第3水源地
 - ①取水ポンプ一式
 - ②配水ポンプ一式
- (5) 都台加圧ポンプ場
 - ①配水ポンプ一式
- (6) 新在家加圧ポンプ場
 - ①加圧ポンプ一式

ウ (保守点検概要)

発注者の管理する設備を下記要領で、保守、点検作業を行うものとする。

1. 保守点検機器

保守点検を行う機器は「別表6 点検設備一覧」の示す範囲とする。

2. 各機器の点検概要

(1) 機能点検

単位装置または各機器の外観点検を主体に、正常に運転使用されているか、また正常に作動するか否かの確認点検を行うもので、併せて軽度な調整、清掃、グリースの注入を行うものである。特に、振動、異音、発熱、絶縁、損傷、発錆、腐食などの状況を記録管理し、今後の点検整備の指針とする。

(2) 性能試験

単位装置が正常に運転を行い、定格の性能を発揮しているか確認点検を行うもので、実際の運転動作状況を確認し圧力、流量、電流、弁開閉動作、補機動作などの確認記録を行い、性能状態を判断するものとする。

(3) 傾向管理について

機能点検、性能点検の状況を踏まえ、単位装置の現段階における傾向を判断し、今後の管理方針を検討するものとする。

3. 各機器の点検項目概要

- [全般] 損傷、錆発生、異音、振動、各部の緩み等の点検清掃
- [運転状況] 圧力、流量、電流、弁開度

[軸受]	油量、汚れ、温度、振動、異音点検及び給油
[軸封]	発熱、適量漏れ及び調整、水垢の堆積及び詰まり点検
[弁関係]	水漏れ、動作確認、異音、開閉度、動作確認、配管系統の振動 有無点検
[付属機器]	詰まり、汚れ、電磁弁等の動作、発熱、計器の指示値点検、スイ ッチ類の動作点検
[水中関係]	保護装置の点検、ケーブルの取付状態、絶縁測定
[その他]	据付状態、手回し状態、直結状態の目視点検、始動停止頻度の確認

エ (点検予定表)

受注者は点検前に着手届け及び点検予定表を作成し、発注者に提出して承認を得るものとする。

オ (点検報告書)

受注者は点検後速やかに点検報告書を提出するものとする。

カ (異常時の対応)

受注者は点検業務中に設備の異常を発見した場合は遅滞なく発注者に連絡し、指示を仰ぐものとする。

キ (各年度の点検対象機器)

各年度の点検対象設備については「別表6 点検設備一覧」に記載の通りとする。

ク (その他)

本特記仕様の記載なき事項については必要に応じ、発注者・受注者協議の上、取り決めることとする。

14 除草作業

ア (目的)

本業務は、発注者が所有する施設内にある雑草や樹木について、害虫の発生や倒壊の恐れなどが有る場合で且つ、2.0m以上の高さを含む個所の除草や伐採等の作業を行なうことを目的とする。

イ (業務対象)

業務対象は、「別表1 施設一覧表」に示す施設の樹木等で、その繁茂により周辺環境に影響を及ぼすおそれがあると考えられる樹木とする。

ウ (作業日)

祝日を除く月曜日から金曜日の間で午前8時30分から午後5時までとすること。ただし、必要があるときは、発注者の承認を得て時間変更することができる。

エ (作業内容)

除草作業、高木剪定、作業後の清掃・伐木等の運搬処分。

オ (年度末精算)

本業務は年度末精算の対象となる業務であり、各年度の支払限度額は 550,000 円 (税込み) とする。なお、支払限度額を超えての実施が必要となった場合は、発注者と受注者で協議を行なうこととする。

カ (その他)

この仕様書に定めるもののほか必要な事項については、発注者・受注者協議して決定する。

15 消防設備・消火器法定点検業務

ア (目的)

本業務は、消防法 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、発注者が所有する施設の消防用設備等について、点検を行うことを目的とする。

イ (点検・報告書の作成)

受注者は、有資格者による点検を実施し、上記規定に基づき、加古川市中央消防署長又は加古川市東消防署長に提出する報告書を作成する。

ウ (点検回数)

履行期間中は各年度ごとに半期に 1 回、1 年間に 2 回ずつ点検業務を実施することとする。

エ (点検対象物)

点検対象物は、「別表 7 消防設備等 設置箇所等一覧」のとおりとする。

16 浄化槽保守点検業務

ア (目的)

本業務は、発注者が中西条浄水場および東神吉水源地に設置している浄化槽の維持管理を適正に行うことを目的とする。

イ (点検対象)

本業務の業務場所及び浄化槽のばっ気方式は、以下のとおりとする。

中西条浄水場	管理棟	・・・	嫌気ろ床生物ろ過流量調整方式	合併(30人)
〃	浄水施設棟	・・・	嫌気ろ床接触ろ床方式	合併(10人)
東神吉水源地		・・・	嫌気ろ床接触ろ床方式	合併(5人)

ウ (業務内容)

本業務の内容は以下のとおりとする。

【1】保守点検

- ①保守点検業務の実施に当たっては、浄化槽法に規定する技術上の基準及びその他関係法令の規定を遵守すること。
- ②保守点検を行った場合は記録票を作成し、発注者の確認を受けること。

③各設備の点検頻度は、以下のとおりとする。

中西条浄水場	管理棟	・・・	3ヶ月に1回（年4回）
〃	浄水施設棟	・・・	4ヶ月に1回（年3回）
東神吉水源地		・・・	4ヶ月に1回（年3回）

【2】清掃

- ①清掃業務の実施に当たっては、浄化槽法に規定する技術上の基準及びその他関係法令の規定を遵守すること。
- ②清掃を行った場合は記録票を作成し、発注者の確認を受けること。
- ③清掃の頻度は 年1回とする。

【3】その他

次に掲げる事項について必要となる発注者への指導又は代行

- ①浄化槽の適正な使用方法
- ②浄化槽法第7条に規定する設置後等の水質に関する検査の実施の時期を指定検査機関に申し入れること。
- ③浄化槽法第11条に規定する定期検査を指定検査機関に申し入れること。
- ④浄化槽の付属機器交換、清掃の時期等、維持管理上で必要な措置を判断すること。
- ⑤浄化槽の使用を廃止する場合に、行政に廃止届の提出を行うこと。
- ⑥委託業務に必要な機材等（以下「機材」という）については受注者が準備すること。ただし、発注者が機材を貸与する場合はこの限りではない。

エ （提出書類）

受注者は、点検及び清掃を行ったときは速やかに「記録票」を発注者へ提出すること。

オ （注意点等）

- ・作業日程は事前に発注者の承認を受けること。
- ・上水道施設での作業のため、油等により汚染することのないよう万全の注意をはらうこと。
- ・特別な定めのないものであっても点検作業中発見された故障で当然実施しなければならないと認められる軽微なものについては、必要な措置等について提言を行い発注者の指示を受けるものとする。

（※軽微なものとは、点検作業時において発注者より支給の部品等により復旧可能な場合又は点検作業員の機器調整により復旧可能な場合の故障をいう。）

カ （その他）

本特記仕様書に記載のない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者との協議により決定する。

17 エレベーター遠隔監視メンテナンス業務

ア （目的）

本業務は、中西条浄水場管理棟のエレベーターの機能を正常に保ち、安全な運転を確保することを目的とする。

イ (業務内容)

エレベーターの運行状況を点検・確認するための遠隔点検・監視装置を設置し、電話回線を介しサービス情報センターにて常時運行状態を監視し、定期的に機器および運行機能を点検する。遠隔点検項目、遠隔監視項目について状態変化が生じた時は、状況を確認し必要に応じて現場で作業を行う。点検結果及び状態変化に対する処置の結果については、毎月報告書を提出する。

(1) 遠隔点検項目

エレベーターの運行状態を定期的に確認。

- ① 制御盤温度
- ② 電動機動作状態
- ③ ブレーキ動作状態
- ④ 制御機器動作状態
- ⑤ かご走行状態
- ⑥ 着床状態
- ⑦ 呼びボタン動作状態
- ⑧ 戸開閉状態
- ⑨ 戸開閉速度状態
- ⑩ 戸閉め安全装置動作状態
- ⑪ かご戸スイッチ動作状態
- ⑫ のりば戸スイッチ動作状態
- ⑬ インターホン（トスコール）動作状態
- ⑭ かご内停電灯の動作状態
- ⑮ 荷重検出装置動作状態
- ⑯ 昇降路リミットスイッチ動作状態
- ⑰ 安全スイッチ動作状態
- ⑱ ピット環境

(2) 遠隔監視項目

エレベーターの異常状態の発生・復帰を常時監視。

A. 異常監視

- ① 閉じ込め
- ② 起動不能
- ③ 電源異常
- ④ 制御装置異常監視
- ⑤ 遠隔監視装置異常

B. 管制運転監視

- ① 地震時管制運転
- ② 火災時管制運転
- ③ 停電時自動着床運転

(3) 遠隔故障データ収集
故障発生時に遠隔にて故障分析のためのデータを収集する。

(4) 遠隔監視装置の点検
技術員を派遣し、監視装置の点検を行う。

ウ (定期点検)

(1) 定期的に昇降機器全般を点検し、必要に応じて清掃、給油、及び簡易な調整を行う。(3ヶ月/1回)

(2) 点検作業に必要な消耗品は下記のとおり。

動力回路の接触器主接点及び補助接点、リード線、ヒューズ類(受電盤用・制御盤用)、蛍光管、電球、油脂類(各種潤滑油・各種潤滑油脂)、ウエス。その他必要材料・部品。ただし、蛍光管及び電球はエレベーターのかご室内照明用、信号用表示用に限るものとし、また油脂類のうちギヤオイルは通常消耗分の補給に限る。

(3) 定期点検の内容は、「点検内容」「付加装置・付加仕様点検内容」による。

(4) 定期点検の結果は、報告書にて提出する。

エ (細密調査)

年1回調査員により、機器装置の細部調査を行い報告書を提出する。

オ (計測データ)

細密調査の際、昇降機の運行状態及び特性を把握し、性能維持基準が保持されていることを確認するためのデータを計測し、もし異常値が検出した場合は適切な処置を行いその内容について報告するとともにその記録を保管する。

① 無負荷速度(上昇・下降)

② 着床誤差(上昇・下降)

③ 回路絶縁(電源・電動機・制御・信号・照明)

④ 調速機(スイッチ・キャッチ)

⑤ ブレーキ寸法(コアストローク・スプリングの長さ)

⑥ ロープ(主ロープのピットクリアランス・調速機のテンションークリアランス・コンペンククリアランス)

⑦ ドア動作寸法(セフティー・かごドアスイッチ)

カ (定期検査)

建築基準法第12条に基づき実施される年1回の定期検査を行う。

キ (サービス体制)

(1) サービス情報センター

24時間体制としエレベーターの運行状態確認・監視・及び性能診断を行う。また異常を受信した際には、状況を判断し技術員を派遣する。

(2) 技術員

出動に備え24時間体制とする。

(3) 閉じ込め故障時の直接通話機能

エレベーターかご内とサービス情報センターとの間で直接通話ができ適切な対応を行う。

ク (技術資料・技術員)

(1) 技術資料

当該機種の保守技術資料を保管管理し、必要に応じて提供を行う。

(2) 技術員

適切な保守・サービスを提供するために必要な教育プログラムでの教育を終了した者が業務にあたる。また専門知識を有する者の中から選任するものとする。

ケ (安全管理体制)

安全に作業を行うための安全管理体制に基づき、技術員に対し定期的に安全教育を実施する。

コ (専用電話回線と遠隔監視装置)

(1) 遠隔監視装置・電話加入権は請負者の所有とし設置する。

(2) 遠隔監視に必要な電話料金は請負者負担とする。

【エレベーター点検内容】

1. 運転状態

(1) 戸開閉状態

- ・ドア開閉時の振動、異音、開閉動作の円滑さ
- ・ドア開閉時の減速状態、開閉時間、戸開時間
- ・戸閉め安全装置の反転動作、反転時スリップ、シューの状態

(2) かご走行状態

- ・スタートショック
- ・振動・騒音（摺動音、衝突音、かご室共振音）
- ・減速ショック、減速中の振動
- ・ストップショック、着床誤差

(3) オペレーション

- ・かご呼び・ホール呼び応答
- ・各階停止運転機能

2. かご

(1) かご上

- ・無負荷上昇・無負荷下降かご速度
- ・非常止め装置状
- ・整頓、清掃
- ・各 SW 機能
- ・着床 SW の通り芯、動作位置、清掃、コネクタ装置状態
- ・ガイドシューギブの磨耗、動き、押し圧、グリスアップ、取り付けボルト緩み

- ・摩擦ダンパーの磨耗、要すれば清掃、スプリング寸法、ボルトナットの緩み
 - ・セフティー取付け状態、要すれば清掃
 - ・巻上ロープヒッチ部のダブルナット、割りピン、スプリング（変形、折損、寸法の不揃い）ソケット鏑、制振装置取付け
 - ・調速機ロープヒッチ部のヒンジピン、割りピン、ソケット鏑
 - ・ロードセル・リニアホームー・ウェスト・操作子の取付け状態、スプリング
 - ・ファンの保護網清掃、防振ゴム
 - ・配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態、端子台の汚れと劣化
 - ・照明グローブ内清掃
 - ・発鏑の恐れのある箇所に給油
 - ・メインレールオイル給油機の油量確認
- (2) かが戸
- ・ドアロープ・チェーン・ベルトの磨耗、破断、通り芯、ベルト捻れテンション、鏑
 - ・ハンガーローラーの磨耗、エキセンローラーの隙間、各ローラーの損傷
 - ・レールの清掃、偏磨耗、腐食
 - ・ドア SW 動作位置寸法、押し代、接点汚れ、荒れ、磨耗
 - ・カミソリの取り付け状態、変形、磨耗、カミソリとシルの隙間、作動・固定カム
 - ・カム SW の接点荒れ、ビス緩み、動作位置寸法
 - ・ドアモーターのブラシ、コンミュテーター気吹き清掃、荒れ、磨耗
 - ・ドアリンクの各部支点、ベアリング、ボルトナット緩み
 - ・近接 SW の汚れ、破損
 - ・ドアの位置検出板のガタ、取り付け状態、近隣 SW とのクリアランス・隙間
 - ・かごシル溝の変形、シルスポンジ取り付け状態
 - ・ドアセフティーシュ取付状態、配線保護スプリング、SW 取付、動作位置寸法、下端ゴム取付状態
 - ・減速機のバックラッシュ、ギヤ磨耗
 - ・ドアシュー磨耗、変形、ビス緩み
 - ・ドアコントロールユニットのエラー確認
 - ・配線被覆の損傷・劣化・コネクタ装着状態
 - ・減速機ギヤにグリス塗布
- (3) かが下
- ・清掃、発鏑状況（適時鏑止め処理）
 - ・荷重検知 SW 取り付け、SW 機能
 - ・テールコード、コンペンチェーンのヒッチ部
 - ・ガイトシューギブの磨耗、動き、押し圧（スプリング寸法）、グリスアップ、取付けボルト緩み
 - ・セフティーリンクのボルトナット緩み、要すれば支点部給油
 - ・セフティー各部状態、要すれば清掃
 - ・ロードセル・リニアホームー・ウェイト・操作子の取り付け状態

- ・配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態

3. 昇降路

(1) 巻上機

- ・異常音・清掃
- ・シーブ溝の磨耗、ヒビ割れ、欠損
- ・配線被覆、端子被覆、端子緩み
- ・軸受のグリスアップ

(2) 調速機

- ・リミット SW・ロープつかみ動作速度
- ・リミット SW 機能、各部清掃、回転時異音
- ・各部発錆状況、ピン・リンク摺動部に給油
- ・シーブ溝の磨耗、ヒビ割れ、欠損
- ・軸受グリスアップ
- ・配線被覆、端子廻りの汚れ、コネクタ装着状態

(3) ブレーキ

- ・動作状況
- ・ライニングの隙間
- ・吸引・保持電圧
- ・スリップ距離、ロープスリップ
- ・スプリング長

(4) 昇降路用品

- ・各 SW 機能
- ・上部・下部リミット SW 内部点検（接点荒れ、へたり）、コネクタ装着状態
- ・レールの取り付け状態（クリップ緩み）、傷、汚れ、錆
- ・テールコードの損傷、捻れ、走行軌跡、養生品
- ・巻き上げロープの錆、テンション（スプリングばらつき）
- ・取り付け状態、直径、磨耗、発錆、キンク
- ・調速機ロープの直径、磨耗、キンク、グリップ緩み、ガイド取り付け状態
- ・セレクターテープの亀裂、ガイド取り付け状態、錆、爪の欠損、給油状態
- ・コンペンチェーンの捻れ、発錆、芯ロープ破断、ネットの状態、油の塗布状態
- ・配線固定状態、配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態・汚れ
- ・周壁の状態、粗ゴミ清掃

(5) つり合いおもり

- ・ガイドシューギブの磨耗、変形、取り付けボルトナットの緩み
- ・ロープヒッチのダブルナット、割りピン、スプリング（変形、折損等）ナット錆、制振装置取り付け
- ・コンペンヒッチのチェーンフック取り付け状態
- ・テープヒッチのボルトナットの緩み、テンション
- ・ウエイト押えの状態、ウエイト積載状態

- ・カウンターレールオイル給油器の油量確認
- (6) ピット
 - ・巻き上げロープのピットクリアランス
 - ・オイル緩衝機器作動状態、油量
 - ・ピット清掃、レールオイルの廃油、レール終端部清掃
 - ・調速機テンショナーの取り付け状態、異常音、磨耗

4. 出入口

(1) 制御盤

- ・電源回路、電動機主回路、制御回路、ドア回路、信号回路、照明回路の絶縁抵抗
- ・ブレーキ開放レバーの機能
- ・エラー表示、ファンの異音
- ・制御盤扉の施錠、SW 機能、制御盤・昇降路最上部照明の点灯状態
- ・電源、操作、AVR、荷重電圧
- ・リレー・コンタクター動作状態、接点荒れ、磨耗
- ・階床データのデーターリセット
- ・ヒューズ取り付け状態、劣化
- ・抵抗・コンデンサー・ダイオードの変色、劣化、ハンダ付け部劣化
- ・配線被覆損傷、固定状態、コネクタ装着状態、端子緩みと抜け・端子台の汚れと劣化
- ・基板・ユニットの取り付け、装着状態

(2) 乗り場戸

- ・ドアパネルのちり、重なり代、吊り状態
- ・ドアロープの磨耗、破断、錆、ヒッチ部増し締め
- ・ハンガーローラーの磨耗、エキセンローラーの隙間、各ローラーの損傷
- ・レールの清掃
- ・クローサーロープの磨耗、破断、リンクの状態、スプリングフック部給油、ロープウエイ連結部締め付け
- ・インターロック機能
- ・ロック装置のロック状態、関係寸法
- ・ドア SW 接点の磨耗、汚れ、荒れ、ワイプ量
- ・係合ローラーの磨耗、損傷、回転、寸法
- ・ドアシューの磨耗、変形、ビス締め付け
- ・配線固定状態、配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態、汚れ
- ・各連結部、発錆の恐れのある箇所給油

(3) 乗り場

- ・かご位置表示灯・押しボタンの点灯、破断、変形、汚れ、セリ、押し代
- ・パーキング SW の接点状態
- ・配線端子の状態、コネクタ装着状態
- ・基板・ユニットの外観汚れ、装着状態

5. かが室

(1) かが室

- ・操作盤の取り付け、破断、変形、各 SW 機能、SW ボックス施錠
- ・非常 SW 機能
- ・かご位置表示・押しボタンの点灯、破損、変形、汚れ、セリ、押し代
- ・停電灯の点灯
- ・連結装置の外部との通話テスト（警報ベル含む）
- ・照明点灯状態、グローブ内清掃
- ・基板・ユニットの外観汚れ、装着状態
- ・配線被覆の損傷、劣化、コネクタ装着状態
- ・かごパネル汚れ、破損、変形、表示物汚れ、紛失

付加装置・付加仕様点検内容

オートアナウンス	動作確認
地震時管制	機能確認、バッテリー電圧、乾燥剤確認
火災時管制	機能確認
停電時自動着床装置	バッテリー補水・電圧・外観、充電器、機械室換気等確認、NL による運転確認
トスコール	通話テスト、発報テスト
パーキング機能	機能確認
戸開放時間自動設定機能	機能確認
イタズラ呼びキャンセル機能	機能確認
反転時呼びキャンセル機能	機能確認
照明自動消灯機能	機能確認
換気扇自動休止機能	機能確認
行き先階取り消し機能	機能確認
多光軸式ドアセフティー	センサーの清掃、動作確認
車椅子用	身障者用押しボタン、ドア開時間、鏡

18 管理棟自動ドア保守点検業務

ア (目的)

本業務は、中西条浄水場管理棟の自動ドアの機能を正常に保ち、安全な運転を確保することを目的とする。

イ (業務実施個所)

- ・ ドアエンジン駆動装置
- ・ ドアエンジン制御、電気部
- ・ ドアエンジン動力部装置
- ・ ドアエンジン懸下部
- ・ センサー部

ウ (業務内容)

- (1) 定期保守点検は次の項目とする。
 - ・ ドアエンジン装置各部の点検及び調整

- ・ 自動扉の建付け調整および開閉速度調整（減速動作の調整）
 - ・ ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
 - ・ ドアセンサーの検出感度及び範囲の調整
 - ・ 消耗度の甚だしい部品はないか点検
 - ・ ハンディターミナルによる機能チェック・各部点検調整・開閉回数測定（DS型）
- (2) 定期保守点検の実施は3ヶ月1回 年4回（6．9．12．3月）とする。
- (3) 不調時点検整備
定期点検および不時の故障が発生した場合、直ちに厚生労働省認定の1級自動ドア施工技能士の資格を有する技能士を派遣し迅速に点検・修理するものとする。

エ （保守点検整備外の内容）

- (1) 天災不測の事故、不可抗力による修理費、復旧工事費
- (2) 発注者の都合により改造・移設を行う工事
- (3) サッシ・ドア付属備品（鍵錠・フレ止め・戸先パッキン）ガラス・ガイドレール等の破損取替工事費、修理調整費

オ （保守等物品の負担区分）

保守業務に係る消耗材料（ヒューズ、オイル、ウエス等）は受注者の負担とする。ただし・装置部品の取替等を行う場合は別途見積後の作業とする。

カ （報告）

受注者は保守点検又は修繕を実施したときは、保守点検等報告書を発注者に提出し確認を受けなければならない。

キ （その他）

この仕様書の定めない事項及び細目については、双方協議のうえ実施するものとする。

19 中西条浄水場 施設見学案内業務

ア （目的）

中西条浄水場で行なわれる施設見学の参加者に対して案内を実施することにより、水道事業へのより一層の理解と協力を得ることを目的とする。

イ （業務内容）

- (1) 中西条浄水場で行われる施設見学について、見学案内担当者（以下、「案内担当者」という。）を派遣するもの。各年度ごとの施設見学の開催予定回数は28回程度。派遣必要人数は80人程度である。
- (2) 施設見学の際、案内担当者が行う業務内容については別紙5「中西条浄水場施設見学者案内業務詳細」を参照のこと。

ウ （報告事項）

- (1) 受注者は、業務に従事した人数について年度末に発注者へ報告すること。

エ (特記事項)

- (1) 業務当日の緊急連絡体制を確立し、天災等の予期せぬ事象が発生した場合は発注者の指示に従うこと。
- (2) 案内担当者は、受注者が用意した「施設見学担当」と「氏名(名字のみ)」を記載した名札を着用すること。
- (3) 案内担当者が業務中に事故にあった場合は、すべて受注者の負担とする。
- (4) 案内担当者が業務中に、施設及び物品等に損害を与えた場合は、受注者の責任において原状回復すること。
- (5) 発注者は、受注者の業務実施状況に関して必要があると認めるときは、受注者に必要な事項の報告を求め、業務状況を検査することができる。

オ (年度末精算)

本業務は年度末精算の対象となる業務であり、各年度の支払限度額は880,000円(税込み)とする。なお、案内担当者の派遣にかかる単価は11,000円/人(税込み)とする。

また、施設見学の申請者からキャンセルの申し出があった場合の派遣費用の取扱いについては、以下の通りとする。

- ① 見学予定日の2日以上前でのキャンセル・・・派遣費用なし
- ② 見学予定日の前日のキャンセル・・・派遣予定人数×5,500円/人(税込み)
- ③ 見学予定日の当日のキャンセル・・・派遣予定人数×11,000円/人(税込み)

カ (その他)

本特記仕様書に記載のない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者との協議により決定する。

20 中西条浄水場 上水汚泥収集運搬業務

ア (目的)

中西条浄水場の脱水機および天日乾燥床から排出される上水汚泥について、中西条浄水場から大阪湾広域臨海環境整備センター播磨基地までの搬送を行なうことを目的とする。

イ (業務内容)

下記「ク」に規定する車両により、下記「ウ」に規定する履行場所で上水汚泥の収集運搬業務を実施する。

ウ (履行場所)

加古川市中西条浄水場から大阪湾広域臨海環境整備センター播磨基地まで

※所在地

- ・ 中西条浄水場 (加古川市八幡町中西条739番地)
- ・ 大阪湾広域臨海環境整備センター播磨基地 (加古郡播磨町新島13-1)

エ (搬入可能日時)

(【年末】12月29日から【年始】1月4日までと祝日を除く)月～金曜日。時間は原

則 9:00 ～ 16:00 までの間。

オ (運搬頻度)

月 30 回～65 回程度

カ (年間予定運搬重量)

本業務委託期間中の中西条浄水場からの予定収集運搬重量は、各年度ごとに概ね 1,700 トンである。

なお、天日乾燥汚泥の運搬を各年度 170 トン以上行なうこと。

(※但し、原水水質の状況により収集運搬量は変動する。)

キ (車両の登録)

受注者は、大阪湾広域臨海環境整備センター播磨基地において、搬送物の計量に必要な搬入車証の発行を受けるために、搬送業務に使用する車両の自動車検査証等を発注者へ提出すること

ク (搬入車両)

(1) 車両の概要 **【機械脱水汚泥を運搬する車両】**

4 トンダンプ車または脱着装置付コンテナ専用車で、下記(2)(3)を満たすもの。

【天日乾燥汚泥を運搬する車両】

下記(2)(3)を満たすもの。

(2) 車両寸法 大阪湾広域臨海環境整備センター播磨基地の搬入車両条件【下記(3)参照】を満たし、中西条浄水場の脱水機棟および天日乾燥床で問題なく積載が可能なこと。

(3) 搬入条件 大阪湾広域環境整備センター播磨基地搬入車両の条件について

- ・センター(登録時に配布)が指定したステッカーを車体に取り付けること
- ・ダンピングできる車両(観音開き・片開きは不可)で搬入すること
- ・ダンプアップ時の地上高さは、6.4m 未満とすること
- ・計量ブースのトラックスケール(縦 8m、横 3m)で計量が可能なこと
- ・搬入車両の最大長は、9.6m 未満であること
- ・搬入車両は常に車両整備及びタイヤ、ボディの洗車を行うこと
- ・上記条件に加え、現地にて搬入が可能なことを確認すること

ケ (運搬量計量方法)

【センター受入の手引き 計量方法】

搬入廃棄物の受入量は、受付ゲートにおいて搬入車両をトラックスケールで計量し、下式により計算する。

(受入量) = (廃棄物を積載した搬入車両の総重量) - (搬入車両の車体重量)

※注意 上式の「搬入車両の車体重量」は申込書の搬入車両一覧表に記載された車体重量とする。

運搬量については、上記のトラックスケールで計量した際発行される受入伝票を参照する。運搬量の単位はトンとし、少数第2位まで計上すること。

コ (適用法規等)

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量規制の削減等に関する特別措置法
- (3) 道路交通法
- (4) 道路搬送車両法 (道路搬送車両の保安基準)
- (5) その他関係法令

サ (提出書類)

- (1) 契約後速やかに自動車検査証の写しを提出すること。
- (2) 過積載の判定資料として、毎月5日までに、前月分の「産業廃棄物集計表」(任意様式)を提出すること。

シ (年度末精算)

本業務は年度末精算の対象となる業務であり、各年度の支払限度額は6,545,000円(税込み)とする。なお、運搬量1トンあたりに係る単価は3,850円/トン(税込み)とする。また、支払限度額を超えての実施が必要となった場合は、発注者と受注者で協議を行なうこととする。

ス (その他)

- (1) 本業務に伴う必要な費用(車両の使用及び維持に関する費用を含む)は全て受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、業務実施日において遅滞無く、大阪湾広域臨海環境整備センター発行の受入伝票(排出者用)及び電子マニフェストシステム(JWNET)の受渡確認票を発注者に提出すること。
- (3) 運搬業務の実施日は原則、(【年末】12月29日から【年始】1月4日までと祝日を除く)月～金曜日とする。
- (4) 中西条浄水場から大阪湾広域臨海環境整備センター播磨基地までの搬送ルートは、発注者が指定した道路を利用すること。
- (5) 積載物の落下及び飛散防止のために、架台の全面を覆うことができる車両の使用または全面シートカバー等でカバーすること。また、搬入後、帰路においても飛散防止に努めること。
- (6) 本業務で収集運搬する上水汚泥の含水率は平均で54から63%である。
- (7) 本業務中に問題が発生した場合は、全て受注者の責任において処理すること。

21 中西条浄水場 電動門扉保守点検業務

ア (目的)

門扉電動駆動装置の保守点検を定期的に行い経年劣化による故障を予防し、装置の長寿命化と事故防止に必要な機能維持を目的として実施する。

イ (点検対象)

本業務の対象設備の仕様は、以下のとおり。

【電動駆動置】

駆動方式：後付タイミングベルト駆動式

門扉：自立型 アルミ製門扉 片引き 1連

開閉長：9.8m

開閉速度：0～160mm/sec

門扉開閉力：約30kg

電源：単相100V 60Hz

消費電力：0.1kW

製造者：(株)イシイフィールドサービス

台数：1組

【附帯設備】

障害物検知センサー、車輛検知センサー、動作表示灯

屋外操作スイッチ、屋内遠隔操作卓、リモコン送受信装置

ウ (点検回数)

各年度の夏季と冬季にそれぞれ1回ずつ以上

エ (点検内容)

- ・外観点検、各部清掃、注油、駆動ベルトの張具合調整
- ・安全装置及び各種センサーの検知確認と調整
- ・全閉、全開の位置調整、速度調整、開閉力調整
- ・総合動作確認、その他必要なもの

オ (提出書類)

点検実施後は速やかに「作業報告書」を発注者へ提出すること。

カ (注意点等)

- ・作業日程は事前に発注者の承認を受けること。
- ・点検時には通行車輛の見張り役を配置するなど、作業員の安全対策を十分に講じること。
- ・上水道施設での作業のため、油等により汚染することのないよう万全の注意を要すること。
- ・消耗部品、定期交換部品の交換は本業務に含まない。
- ・特別な定めのないものであっても点検作業中発見された故障で当然実施しなければならないと認められる軽微なものについては、必要な措置等について提言を行い発注者の指示を受けるものとする。

(※軽微なものとは、点検作業時において発注者より支給の部品等により復旧可能な場合又は点検作業員の機器調整により復旧可能な場合の故障をいう。)

キ (その他)

本特記仕様書に記載のない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者との協議により決定する。

22 管末残塩管理業務

ア (目的)

市内の配水管末における水道水の残留塩素濃度が 0.1 mg/L 以上の適正な濃度である事、清浄な水道水である事の確認を目的とする。

イ (業務概要)

(1) 給水モニター(遠隔自動監視装置(5局分))による管末残塩濃度、色度・濁度の監視

市内に設置している給水モニター(5局分)の測定データの収集、遠隔監視、データ処理及び帳票を行い、毎月毎に測定月報(生データ及び確定データ)と収集データ(電子データ)を提出すること。なお、遠隔監視にかかるインターネット回線及びデータ処理用パソコン(ソフトウェアとして Microsoft Access 及び Excel が必要)は受注者が予め準備すること。なお、帳票にかかるソフトウェアは Microsoft Access のデータベースで作成したものを発注者が貸与したものをを用いる事。

(2) 1日1回の水質検査(毎日検査)

市内の2箇所(奥郷公園(中津水源地系給水栓)、早魃田公園(西部水源地系給水栓))において1日1回、残留塩素濃度及び外観(着色・濁りの有無)の確認を行い、毎月毎に報告を行うこと。

(3) 市内の配水管末端(管末ドレン)における残留塩素濃度の調査

市内10箇所にある管路末端の残留塩素濃度、pH値、水温の測定を実施すること。また水質・水温等の変動時期等で必要な場合は、管末での残留塩素濃度の確認を臨時で行う事。参考までに令和6年度の計画上での採水回数・地点数は別表8に示す(実際の計画では地点数等の微修正が実施される場合もある)。

23 水質検査採水業務

ア (目的)

発注者が、水道水質を把握するために行う水質検査に用いる試料水の採水、前処理及び水質検査室への搬入を目的とする。

イ (水質検査予定)

水質検査の予定は、発注者が毎年3月に策定する水質検査計画及び水質検査実施計画に基づいた年間予定で直営により行うことを基本とする。参考までに令和6年度の計画上での採水回数・地点数は別表9に示す(実際の計画では地点数等の微修正が実施さ

れる場合もある)。

24 市内水道施設 機器緊急点検業務

ア (目的)

落雷等によって機械電気設備に不具合が発生した場合に、できるだけ速やかに復旧させることを目的として、原因調査のための機器の緊急点検を実施するもの。

イ (業務対象機器)

業務対象は、原則「別表1 施設一覧表」に示す施設内にある機械電気設備とする。
※ただし、加古川大堰の水位データが欠測になった場合、大堰～中西条浄水場間のデータ通信に不具合がないかの点検等も、本業務には含まれる。

ウ (年度末精算)

本業務は年度末精算の対象となる業務であり、各年度の支払限度額は 550,000 円(税込み)とする。なお、支払限度額を超えての実施が必要となった場合は、発注者と受注者で協議を行なうこととする。

エ (その他)

本特記仕様書に定めるもののほか必要な事項については、発注者・受注者協議して決定する。

25 市内水道施設 害虫駆除等業務

ア (目的)

本業務は、発注者が所有する敷地内において害虫(スズメバチ他)が営巣するなどした場合に、これを撤去して害虫を駆除し、近隣住民および業務員の安全を確保することを目的とする。

イ (作業内容)

巣の撤去等による害虫の駆除

ウ (年度末精算)

本業務は年度末精算の対象となる業務であり、各年度の支払限度額は 110,000 円(税込み)とする。なお、支払限度額を超えての実施が必要となった場合は、発注者と受注者で協議を行なうこととする。

エ (その他)

本特記仕様書に定めるもののほか必要な事項については、発注者・受注者協議して決定する。